

技能講習等講習会予定表

フォークリフト運転(3Hコース)		学 科		実 技					
		日	会場	日	会場	日	会場	日	会場
	3月	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.10	トヨタL&F白金オフィス	7.8.9	トヨタL&F白金オフィス		
		7	NSB東海	8.9.12	NSB東海	13.14.15	NSB東海		
		8	ポーラ名古屋ビル	11.17.18	トヨタL&F白金オフィス	11.18.25	水谷運輸	14.15.16	トヨタL&F白金オフィス
		15	NSB東海	16.19.20	NSB東海	22.23.26	NSB東海		
	4月	3	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	NSB東海	8.15.22	トヨタL&小牧	8.15.22	水谷運輸
		3	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	トヨタL&F白金オフィス	7.8.14	トヨタL&F白金オフィス		
		6	ポーラ名古屋ビル	9.10.11	NSB東海	12.13.16	NSB東海	15.21.22	トヨタL&F白金オフィス
		10	ポーラ名古屋ビル	11.12.13	トヨタL&F白金オフィス	16.17.18	トヨタL&F白金オフィス		
		19	伏見第一ビル	20.23.24	NSB東海	25.26.27	NSB東海		
	5月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	12.13.19	トヨタL&F白金オフィス		
		8	ポーラ名古屋ビル	9.10.11	トヨタL&F白金オフィス	14.15.16	トヨタL&F白金オフィス		
		11	産業人材支援センター	13.20.27	東レ(株)岡崎工場				
		15	ポーラ名古屋ビル	16.17.18	NSB東海	21.22.23	NSB東海	20.27.6/3	水谷運輸
		17	江南市民文化会館	20.27.6/3	オークマ(株)				
		17	西尾市文化会館	21.22.6/2	西尾自動車学校アイシン精機	23.24.6/2	西尾自動車学校アイシン精機		
				23.24.6/3	西尾自動車学校アイシン精機	28.29.6/3	西尾自動車学校アイシン精機		
		18	ポーラ名古屋ビル	21.22.23	トヨタL&F白金オフィス	20.26.27	トヨタL&F白金オフィス	20.27.6/3	トヨタL&F北名古屋
		18	トヨタ教育センター	19.20.21	トヨタ教育センター	26.27.28	トヨタ教育センター		
		18	アイプラザ豊橋	20.26.27	トピー工業(株)				
		23	ポーラ名古屋ビル	24.25.28	NSB東海	29.30.31	NSB東海		
		28	ポーラ名古屋ビル	29.30.31	トヨタL&F白金オフィス	6/1.4.5	トヨタL&F白金オフィス		

	講習会の名称	会 場	29年度	30年度 講習等日程	
			3月	4月	5月
技能講習	ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル			17
		(実)豊田自動織機			19
		(学)ポーラ名古屋ビル	5		7
		(実)トヨタ教育センター	10		12
		(学)ポーラ名古屋ビル	16		
		(実)名古屋高等技術専門学校	18		
		(学)ポーラ名古屋ビル	5		
		(実)愛知製鋼	14		
		(学)トヨタ教育センター		12	
		(実)トヨタ教育センター		13	
技能講習	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学)7.8 (実)9or10	(学)11.12 (実)13or14	(学)9.10 (実)11or12
			(学)14.15 (実)16or17	(学)17.18 (実)19or20	(学)15.16 (実)17or18
			(学)19.20 (実)22or23	(学)24.25 (実)26or27	(学)23.24 (実)25or26
		豊橋管内			(学)28.29 (実)30or31
		豊田管内		(学)23.24 (実)26or27	(学)21.23 (実)24or25
		ポーラ名古屋ビル	12.13	19.20	
			19.20	25.26	
			22.23		
		有機溶剤作業主任者 【学科2日】			12.13
		伏見第一ビル	1.2	11.12	17.18
技能講習	特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			24.25
					30.31
		豊橋管内		25.26	
		豊田管内	1.2	5.6	
		ポーラ名古屋ビル	5.6	10.11	8.9
			14.15	17.18	21.22
					30.31
		ポーラ名古屋ビル	3.4		26.27
		伏見第一ビル	12.13	26.27	15.16
技能講習	プレス機械作業主任者【学科2日】	豊田管内			29.30
		ポーラ名古屋ビル	19.20	23.24	21.22
		ポーラ名古屋ビル	6.7		23.24
技能講習	乾燥設備作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル	22.23	24.25	

	講習会の名称	会 場	29年度	30年度 講習等日程	
			3月	4月	5月
特別教育	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	14.15	16.17	
	石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			28.29
	鉛作業主任者【学科2日】	一宮市民会館	13.14		
	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	12.13		21.22
	ショベルローダー等運転 【学科1日・実技3日】	ポリテクセンター	(学)6 (実)7.8.9or 12.13.14	(学)17 (実)18.19.20or 23.24.25	(学)8 (実)9.10.11or 14.15.16
	アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル		24.25	
		(実)豊田自動織機		28	
		(学)(実)伏見第一ビル	19.20		
		(実)名古屋高等技術専門学校	24		
		(学)(実)ポーラ名古屋ビル	17.18		
能力向上等	(実)愛知製鋼		21		
	(学)(実)ポーラ名古屋ビル			19.20	
	(実)ポリテクセンター中部			27	
	自由研削といし・取替・ 試運転【学科・実技 計1日】	(学)(実) ポーラ名古屋ビル	2	23	14
	機械研削といし・取替・試運転 【学科1日・実技0.5日】	(学)(実)トヨタ教育センター		19.20	
	ダイオキシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			14
	粉じん【学科1日】	伏見第一ビル			25
	低圧電気【学科1日 実技1日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル	12.13	12.13	15.16
	安全衛生推進者【学科2日】	伏見第一ビル			28.29
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	(学)(実) ポーラ名古屋ビル	(学)5.6 (実)7or8		(学)8.9 (実)10or11
勉強会	安全管理者選任時研修 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	14.15	10.11	
	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル	6.7.8.9		8.9.10.11
	潜水士【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			21.22

研修等の名称	29年度	30年度 研修日程	
	3月	4月	5月
優良事業場見学会	8		
経営者セミナー	12		
第5回労務管理セミナー	16		

※上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

※日付の 〇 の表示は、土・日・祝日です。

当協会では年間計画に基づく通常の講習等の他、出張講習のご要望にも応じています。
労働安全衛生法に係る多くの講習を、出張講習します。

当協会への連絡は右記までお願いします。
ホームページアドレス <http://www.airouki.or.jp/>

1 総 務 部
2 教育事業部(技能講習等)
(研 修 会 等)
愛知安全管理者交流会
愛知衛生管理者交流会
愛知THP推進協議会

(電話番号)
052-221-1438
052-221-1436(代表)
052-221-1439
052-221-1438
052-221-1438
052-221-1438

(FAX番号)
052-204-1268
052-221-1440
052-221-1440
052-204-1268
052-204-1268
052-204-1268



エー・アール・ケイ マンスリー

タチツボスミレ

3 2018 月号 vol.510

CONTENTS

2・3 ・新春懇談会開催報告

愛知労働局からのお知らせ

4～6 ・平成29年度愛知の死亡災害発生状況(速報版)
死亡災害(速報値)増加傾向

7

・あんしん(安心)して、いきいき(生き活き)と、ちりょう(治療)しながら、働ける職場環境づくりを目指して!!
・1月から「愛知労働局Facebookページ」をはじめました!!
・中小企業主・小規模事業の皆様へ
～サブロク協定をご存知ですか?～

8

・災害発生状況
中防災だより
・平成29年度 中小企業無災害記録証受賞事業場紹介

協会だより

9 ・有害物ばく露作業報告対象物
(平成30年対象・平成31年報告)について
・安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞の言葉

10 教育事業部だより

・第4回 労務管理セミナー
「障がい者の活躍支援と労務管理」開催報告
・東京海上日動ファシリティーズ株式会社
安全衛生推進大会特別講演報告

11

・平成29年度 労災保険実務講座
「労災保険申請に係る実務対応」開催報告

12

インフォメーション
・技能講習等講習会予定表



平成30年3月発行
公益社団法人愛知労働基準協会
<http://www.airouki.or.jp/>

新春懇談会 開催報告

期 日: 平成30年1月24日(水)
会 場: 名鉄グランドホテル 柏の間
参加者数: 約140名

(1) 開会挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 大野 智彦



開会挨拶をする大野会長

懇談会の開会にあたり、大野会長は日頃の協会運営に対する謝辞を述べた後、次のように挨拶しました。

1月23日時点で

の日経平均株価は24,000円を超え、暫くはこのまま続く見通しで、幸先の良いスタートが切れる等全体的に良い景況感を持っている。県内の雇用情勢についても、有効求人倍率、新規求人倍率ともに全国を上回り、高い水準が維持されている。

また、去年の労働災害による死亡者数は、暫定値で既に43人と平成28年の確定値と同数となり、第12次労働災害防止計画の愛知県内の目標「40人を下回る」を達成することはできなかった。今年4月には第13次労働災害防止計画がスタートするが、景気が良いと経済活動が活発になり、災害が多くなる傾向にある。皆様には、労働災害防止に向けた取組みに一層のご尽力をお願いしたい。

労働環境に目を転じると、長時間労働の是正、同一労働同一賃金、治療と仕事の両立支援等の「働き方改革」に向けた企業側の取組み姿勢が問われている。また、メンタルヘルス対策については、ストレスチェック制度の効果的な実施により、その成果が現れてくるものと期待されている。

いつの時代も企業経営の基本は、働く人の「労働災害の防止」と「健康の保持増進」であると確信している。私どもは公益社団法人として、安全で健康な働きやすい職場作りのために全力を傾注して取り組んでまいるので、引き続きご支援を賜わりたくお願い申し上げる。

(2) 来賓挨拶

愛知労働局長 木暮 康二 様



解説される木暮愛知労働局長

平成25年度から29年度までの第12次労働災害防止推進計画(以下「12次防」という)の推進状況について配布資料

「第12次労働災害防止推進計画推進状況」(速報版)に基づいて以下のとおり解説されました。

1 12次防の目標は、平成29年において、労働災害による死亡者数40人を下回ること、死傷者数(休業4日以上)を24年と比較して15%以上減少させることだが、28年において死亡災害は43人、死傷災害は0.5%の減少と計画目標まで達していない。

また、29年9月末時点での、死亡災害は前年同期比6人増の28人、死傷者数は前年同5.1%増の4,276人である。

2 全産業における死亡災害(234人)の事故の型別は、交通事故、はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落の3種で62%を占めている。

3 休業4日以上死傷災害(30,222人)の事故の型別は、転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作の4種で62%を占めている。

4 有効求人倍率と労働災害件数を比較すると、有効求人倍率が上昇する時期には労働災害の減少幅が鈍化して横ばいとなり、有効求人倍率が低下する時期には労働災害件数も減少する傾向がみられる。

5 愛知県内の外国人労働者の死傷災害発生件数は、平成24年に277件であったが、28年には412件と約5割増加し、外国人労働者の増加率38%より10ポイント以上高くなっている。なお、全死傷災害件数に

占める外国人労働者の災害は全産業で5.5%である。

6 全国の業務上疾病の発生件数は、リーマンショック後の平成21年を境におおむね7,000件台と、横ばいであるのに対し、愛知県は25年以降ほぼ横ばいとなっている。

7 12次防期間中のメンタルヘルス対策取組状況について、平成27年および28年に実態調査を行ったところ、何らかの対策に取り組んでいる50人以上の事業場の割合は82%であった。よって、この時点で「メンタルヘルスに取組む事業場割合を80%以上とする」との12次防目標は達成している。最も多い取組は「相談窓口の設置」、以下順に「就業上の配慮」「職場環境の把握」「復帰支援」「管理者への支援」「ストレスチェック」「気づきの支援」「健康づくり計画」であった。

(3) 講演

「働き方改革と安全配慮義務」
公益社団法人労務管理教育センター
理事長 君嶋 護男 様(元愛知労働局長)



講演される君嶋 氏

昨今クローズアップされている「働き方改革と安全配慮義務」について次のとおりご講演いただきました。

現政権の目玉政策である「働き方改革」の基本を示した実行計画には「安全配慮義務」の語は登場しないが、その内容を見れば、不十分ではあるが安全配慮義務の考え方が盛り込まれている。

「安全配慮義務」は、1975年の最高裁判決において、労働契約等に付随して使用者が信義則上負う義務として打ち立てられた概念であり、当初は労働災害のない安全な職場を確保する義務とされていたが、その後「安全」のみならず、健康、更には安心、快適にまで広がりを見せている。

実行計画で示された長時間労働の抑制は、健康の確保という意味で、まさに安全配慮義務の一つのあり方を示したもので、現在の三六協定の限度時間を罰則付きで法制化することにより、極端な長時間の時間外労働を抑制しようとするものである。また、これに加え、時間外労働時間を労災保険の過労死認定基準以下とすべきことも法定事項として盛り込まれているが、両者の間では、休日

労働の取扱いが異なるという問題がある。

実行計画についての違和感の一つが、長時間労働抑制の伝統的手法である割増賃金について触れていないことである。時間外労働の上限を法規制することは前進といえるが、割増賃金については最初から検討の対象外であったようで、こうした姿勢は長時間労働抑制の本気度を疑わせるものである。また、安全配慮義務の重要な要素であるハラスメントの防止についても、「政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とあっさり済ませており、この問題に対する危機意識の薄さが窺える。

実行計画についてのもう一つの違和感は、成果主義についての記述が全く見られないことである。成果主義は、人事管理の望ましいあり方としてもてはやされたもので、その成否は、今後の働き方改革を検討する上で、貴重な教材を提供してくれるはずである。近年における膨大なパワハラ裁判では、成果の不十分さを理由に、人格否定の発言などに及ぶ事例が多く見られることからすれば、成果主義とハラスメントとの関わりについても十分な検証が必要とされよう。

過重な長時間労働やハラスメントは、貴重な働き手の能力発揮を妨げ、社会の活力を失わせるものといえる。労働災害のない安全な職場、健康障害を生じさせ、職場環境を悪化させる危険性のある長時間労働やハラスメントのない職場、すなわち、安全、健康、安心、快適な職場を作ることこそ、働き方改革の中心に据えるべきテーマといえよう。

(4) 賀詞交歓会

最初に、丹羽副会長兼総務部会長から主催者代表挨拶、続いてご来賓を代表して愛知労働局の小城労働基準部長から乾杯のご発声があった後、参加者間の情報交換が活発に行われました。

最後に、若原総務副部会長による挨拶が行われ、盛会のうちに閉会しました。



小城労働基準部長



丹羽副会長兼総務部会長



若原総務副部会長

平成29年愛知の死亡災害発生状況（速報版）
死亡災害（速報値）増加傾向

愛知労働局 安全課

愛知労働局（局長 木暮 康二）は、平成29年に発生した死亡による労働災害発生状況（平成30年1月9日現在速報値、確定値は同年3月末）について下記のとおり取りまとめた。

1 死亡災害の発生状況

平成29年の愛知県内における死亡災害は41人となった。死亡災害は、長期的には増減を繰り返しつつ、減少傾向を示しており、平成28年は過去最少となったが、平成29年は増加に転じた。

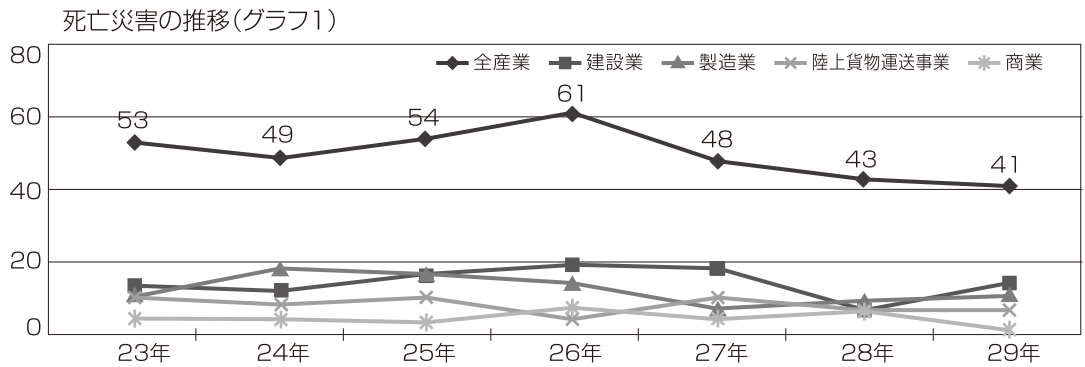
特に平成29年における建設業の死亡者数は、過去最少であった平成28年の確定値に比べ倍増している。

平成29年の全産業の死亡者数は、平成28年同期速報値の35人と比較して17.1%の増加である。

（表1）

年		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
死亡災害	全産業	53	49	54	61	48	43	41
	建設業	13	12	16	19	18	7	14
	製造業	11	18	17	14	7	9	11
	陸上貨物運送事業	11	8	10	4	10	7	6
	商業	4	4	3	7	4	6	1

（平成29年は、平成30年1月9日現在速報値で未確定、平成23～28年は確定値）



2 業種別死亡災害発生状況

～建設業が大幅に増加、平成28年（確定値）を上回っている～

（人）

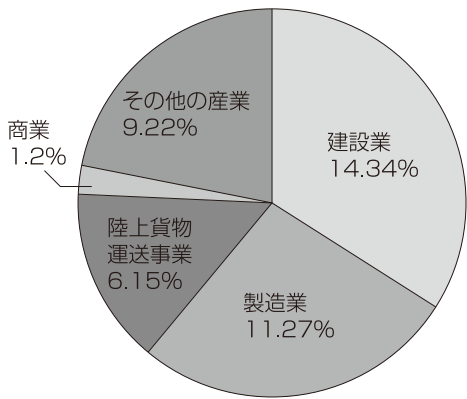
	29年	28年（確定値）
建設業	14	7
製造業	11	9
陸上貨物運送事業	6	7
商業	1	6
その他の産業	9	14
合計	41	43

平成29年 業種別死亡災害発生状況（表2）

業種型別での死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり建設業が最も割合が高く34%を占め、次いで製造業が27%となっており、これら2つの業種で全体の61%を占めている。

特にこれら2つの業種は、大幅な増加となり、29年の速報値においてすでに28年の確定値を上回っている。

商業は、1人のみと昨年より大幅に減少している。



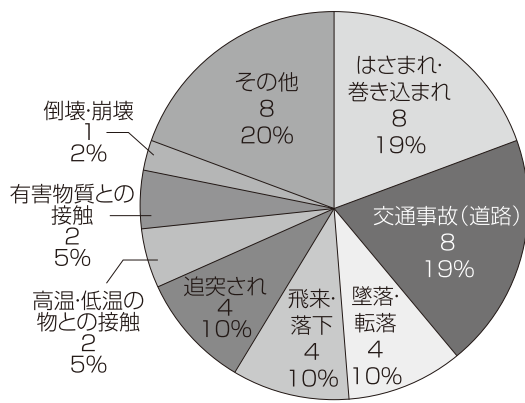
平成29年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

3 事故の型別死亡災害発生状況

～はさまれ等と交通事故（道路）で38%を占めている～

	全産業	建設業	製造業	陸上貨物	商業
はさまれ・巻き込まれ	8	3	2	3	
交通事故（道路）	8	2	1	1	1
墜落・転落	4	2	1		
飛来・落下	4	1	1	1	
激突され	4	1	1		
高温・低温物との接触	2		1		
有害物との接触	2		2		
倒壊・崩壊	1	1			
その他	8	4	2	1	
合計	41	14	11	6	1

平成29年 事故の型別死亡災害発生状況（表3）



平成29年 事故の型別死亡災害発生状況（グラフ3）

事故の型別での死亡災害発生状況については、グラフ3のとおり、全産業で、はさまれ・巻き込まれ、交通事故（道路）が最も割合が高く19%を占め、次いで墜落・転落、飛来・落下、激突されが10%となっており、これら5つの事故の型で全体の68%を占めている。

製造業では、表3のとおり、はさまれ・巻き込まれ、有害物との接触が18%となっており、はさまれ・巻き込まれは、昨年より減少傾向にあるが依然として発生割合は高い。

建設業では、大幅な増加となり、はさまれ・巻き込まれが最も割合が多く21%占め、次いで墜落・転落、交通事故（道路）が14%となっている。この3つの事故の型で50%を占めている。

陸上貨物では、はさまれ・巻き込まれが50%を占めている。

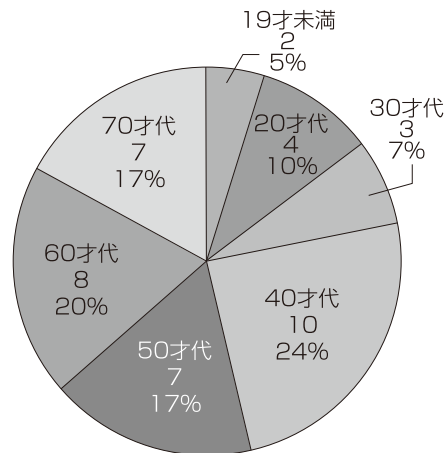
4 年齢別死亡災害発生状況

～40才代が最多の24%を占める～

（人）

	全産業	建設業	製造業	陸上貨物	商業
19才未満	2		2		
20才台	4	2	2		
30才台	3	1	2		
40才台	10	2	3	3	
50才台	7	2		3	1
60才台	8	5	1		
70才以上	7	2	1		
合計	41	14	11	6	1

平成29年 年齢別死亡災害発生状況（表4）



平成29年 年齢別死亡災害発生状況（グラフ4）

年齢別での死亡災害発生状況については、グラフ4に示すとおり、40才代が最も多く全体の24%を占め、次いで60才代となっている。40才以上の労働者で全体の78%を占めている。

建設業においては、表4のとおり50才以上の高年齢労働者が64%を占めている。

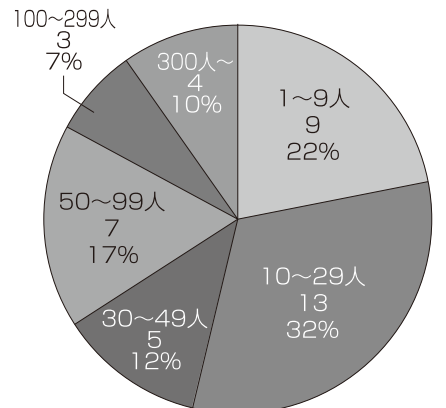
5 規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で66%を占める～

（人）

	全産業	建設業	製造業	陸上貨物	商業
1～9人	9	6	1	1	
10～29人	13	6		2	1
30～49人	5	1	1	2	
50～99人	7	1	3	1	
100～299人	3		2		
300～	4		4		
合計	41	14	11	6	1

平成29年 事業場規模別死亡災害発生状況（表5）



平成29年 事業場規模別死亡災害発生状況（グラフ5）

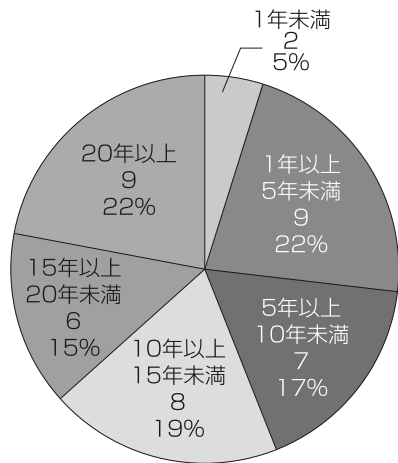
事業場規模別での死亡災害発生状況については、グラフ5に示すとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の66%を占めている。特に事業場規模30人未満においては全体の54%を占めている。

6 経験別死亡災害発生状況

～経験年数10年以上で56%を占める～

	全産業	建設業	製造業	陸上貨物	商業
1年未満	2		1		
1年以上5年未満	9	2	4	1	1
5年以上10年未満	7	3	2	1	
10年以上15年未満	8	1	3	2	
15年以上20年未満	6	2	1	1	
20年以上	9	6		1	
合計	41	14	11	6	1

平成29年 経験別死亡災害発生状況(表6)

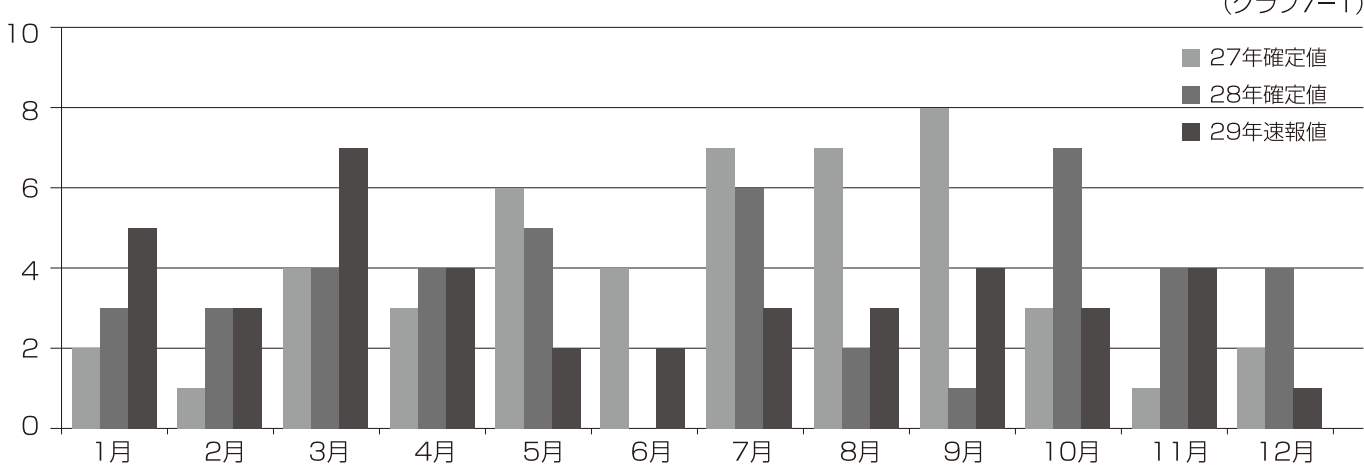


平成29年 経験別死亡災害発生状況(グラフ6)

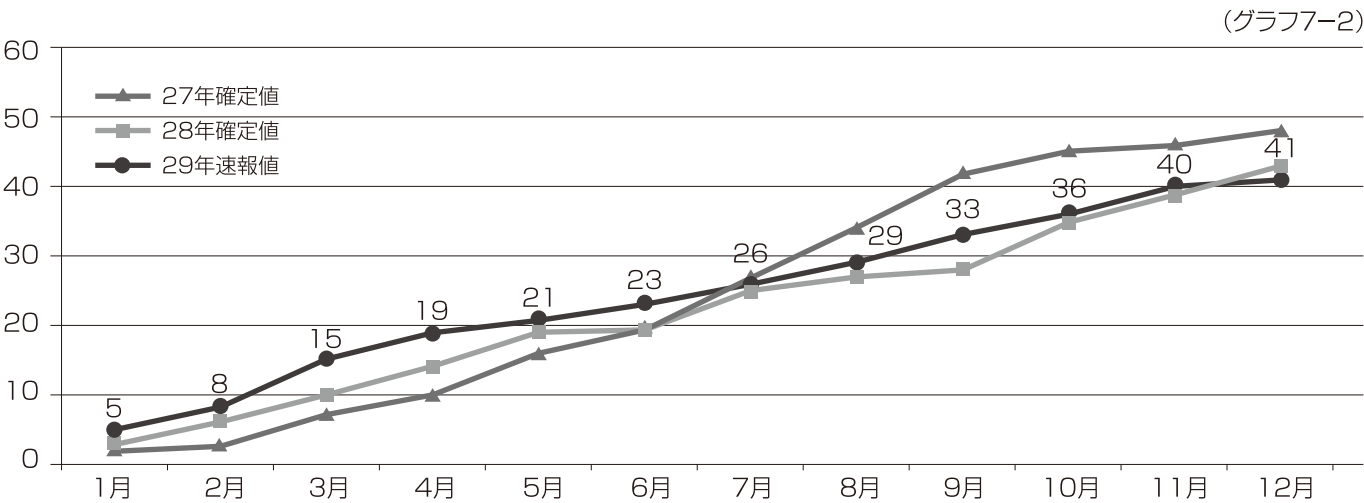
経験別での死亡災害発生状況については、グラフ6に示すとおり、経験年数10年以上の発生率が全体の56%を占めている。
特に建設業では、表6のとおり経験年数20年以上が43%を占めている。
製造業においては、経験年数5年未満が45%を占めている。

7 月別死亡災害発生状況

～3月が7人であり、最も多く発生した～



(グラフ7-1)



(グラフ7-2)

まとめ

平成29年は、第12次労働災害防止推進計画の最終年であり、死亡者数を40人下回ること、死傷災害を5年間で15%削減することを目標として推進してきたところである。死亡災害は、平成25年、平成26年と2年連続増加したが、その後は、2年連続で減少して平成28年は過去最少となったが平成29年は増加傾向に転じた。
平成29年の死亡災害は4月末まで、ここ数年間で最も多発傾向であったが、その後、落ちつきをとりもどしたものの、過去最少となった平成28年よりも増加傾向であり、平成29年は速報値ですでに41人となり計画の目標である死亡者数を40人下回ることが達成できない状況である。特に、大幅に増加した建設業によるものが大きな要因と思われる。
平成30年度には、新たに「第13次労働災害防止推進計画」をスタートさせ、引き続き労働災害防止対策を労働基準行政の最重点課題とし、積極的に対策を推進することとしている。

あんしん(安心)して、いきいき(活き活き)と、
ちりょう(治療)しながら、働ける職場環境づくりを目指して!!

労働基準部 健康課

「愛知県地域両立支援推進チーム」を「あいち地域両立支援推進チーム」に改名し、第2回会議を開催しました。(平成30年1月15日(月)愛知労働局広小路庁舎にて)
木暮労働局長による「両立支援という言葉も少しずつではあるが、よく耳にするようになった。企業のトップからは、『病気は種類が多く個別対応が必要となり制度化に苦慮している。』との声もあり、これだけの話が出るだけでも一歩前進した感がある。」との挨拶に続き、各機関の取り組み状況報告、愛知労働局が実施した『治療と仕事の両立支援アンケート調査結果(速報版)』の報告を踏まえ、今後の推進チームの活動に関する協議等を行いました。

アンケート調査結果(速報版)の詳細は、愛知労働局HPに掲載しています。

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/_121619/2018115.html



会議の様子

1月から「愛知労働局Facebookページ」をはじめました!!

<https://www.facebook.com/aichi.roudoukyoku/>

これまでのホームページと併せて、
★イベント行事の情報(予定・報告)
★直近の政策
★労働局各部の事業や職員の声(リクルート情報)
など愛知労働局からの最新情報やコンテンツをタイムリーにお伝えします。



みなさんのフォロー、いいね!をお待ちしています。
(雇用環境・均等部 企画課)

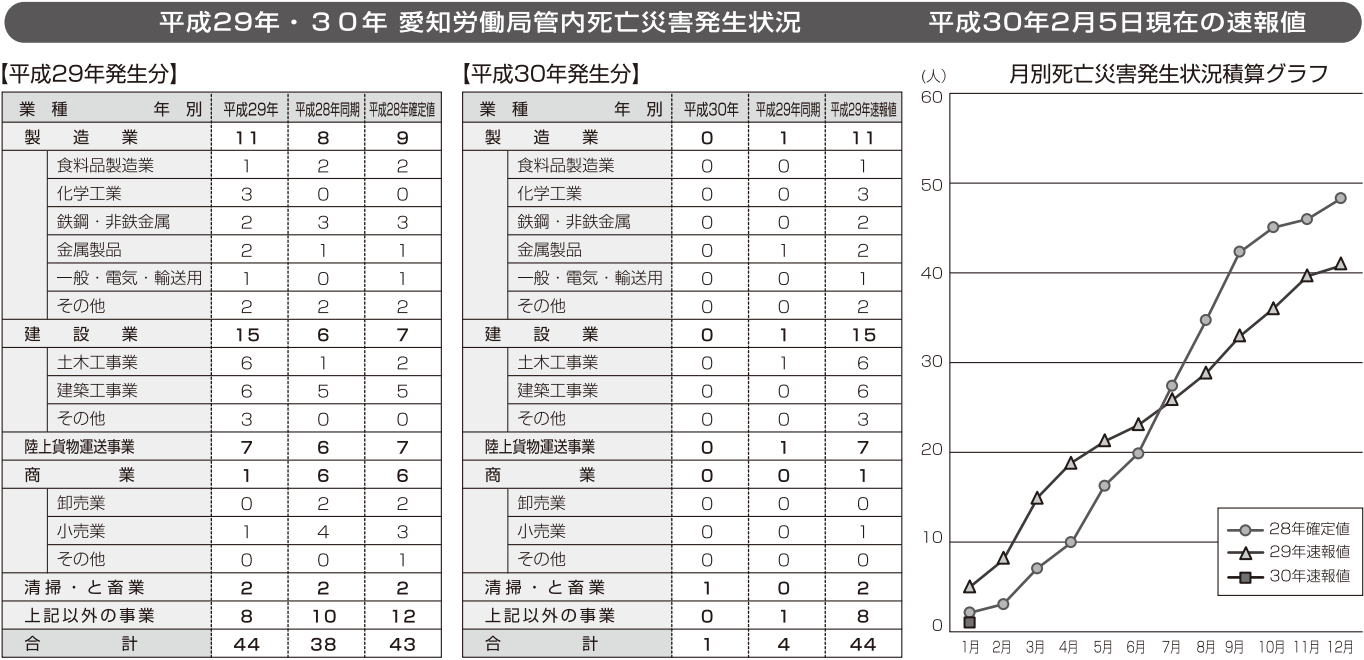
中小企業主・小規模事業の皆様へ
～サブロク協定をご存知ですか?～

労働基準部 監督課

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。リーフレット(サブロク協定をご存知ですか?)を、愛知労働局ホームページ(URL:http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/2017/_122144.html)に掲載しておりますのでご覧ください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

災害発生状況							
労働基準部 安全課							
平成29年 愛知県の全産業死亡災害一覧							
発生月・時間	業種	労働者数	被災者職名	年齢	事故の型	起因物	災 害 状 況
12月 15:30～16:00	清掃と畜業	50～99	清掃員	40代	有害物等との接触	有害物	被災者は、下水管の詰まりの解消作業前に、作業する箇所の写真撮影のため、保護具を使用せずにマンホール内に進入した。その後、マンホール内に座り込んで倒れているのが発見された。マンホール内には硫化水素が充満しており、中毒症状を発症した。
12月 9:00～9:30	建設業	1～9	技術者	40代	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	現場確認のため高速道路走行中、道路側壁に乗り上げ、車両が横転し、車外放出され死亡した。
12月 6:00～6:30	運送業	10～29	運転者	50代	交通事故（道路）	トラック	高速道路において、被災者の運転していた大型トラックが、バス停付近に停車していた大型トラックに追突した。
平成30年 愛知県の全産業死亡災害一覧							
発生月・時間	業種	労働者数	被災者職名	年齢	事故の型	起因物	災 害 状 況
1月 14:00～14:30	清掃と畜業	10～29	作業者	60代	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械	産業廃棄物用の粉砕機を使用して作業していたところ、異物が処理されず停止する不具合が生じたため、被災者が粉砕機内の異物を取り除こうと入ったところ、同粉砕機が動き始め、巻き込まれた。



中災防だより

平成29年度 中小企業無災害記録証受賞事業場紹介

標記授与制度において、一定の無災害記録日数を達成した次の7事業場に授与しました。

(H30年2月現在、愛知県内)

事業場名	所在地	業種	種別	無災害記録日数	樹立年月日	授与年月日
株式会社テイクロ 本社工場	東海市	金属製品製造業	第一種(努力賞)	500日	平成28年3月8日	平成29年6月1日付
国光工業株式会社	海部郡	その他の製造業	第一種(努力賞)	1,000日	平成29年5月29日	平成29年7月1日付
株式会社旭メンテックス 飛島事務所	海部郡	機械修理業	第一種(努力賞)	1,150日	平成27年5月7日	平成29年8月1日付
有限会社フルヤマ塗装店	名古屋市	土木建築業	第三種(銅賞)	3,300日	平成26年9月21日	平成29年12月1日付
日進電気株式会社	北名古屋市	電気機械器具製造業	第四種(銀賞)	3,600日	平成29年5月22日	平成29年7月1日付
加藤謙鉄工株式会社	碧南市	一般機械器具製造業	第五種(金賞)	2,700日	平成28年10月14日	平成29年5月1日付
ハマプロト株式会社 森曾工場	みよし市	プラスチック製品製造業	第五種(金賞)	3,400日	平成29年6月19日	平成29年8月1日付

無災害記録日数は、事業場の業種と労働者数によって定められています。

協会だより

有害物ばく露作業報告対象物(平成30年対象・平成31年報告)について

労働基準部 健康課

愛知労働局長から、平成30年1月22日付で、当協会長をはじめとした関係事業者団体等の長に対して、以下のとおり協力依頼がありました。

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第95条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。))は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、有害物対策を効果的に進めていく上で重要な制度です。
有害物ばく露作業報告の対象となる物については、安衛則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。))により定められていますが、今般、告示の一部が改正され、下記のとおり平成30年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成31年1月1日から3月31日まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

コード	物	含有量(重量%)
240	テトラヒドロフラン	0.1%未満
241	2,4,6-トリクロロフェノール	0.1%未満
242	フルフリルアルコール	1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成30年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が500キログラム以上になったときは、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞の言葉

厚生労働省は、優れた技能と経験を有し、かつ、担当する現場等で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長141名を平成29年度の「安全優良職長」として大臣から顕彰しました(前月号で掲載)。このたび、当協会から推薦し、受賞の栄に浴されたハマプロト株式会社様の森曾工場・三好ヶ丘工場生産グループ課長村本光一さんから喜びの言葉をいただきました。



村本 光一 氏

道具立ての準備、安全巡回、リスクアセスメントは欠かせないと思っています。今後もこの確認を継続し、安心して作業ができ、災害が起らない職場にしていきたいです。

本社である三好ヶ丘工場も無災害記録証の銀賞を受賞しています。森曾工場に続く金賞受賞に向けて安全確認を継続していきます。

最後になりますが、会員企業の皆様の安全・発展を祈念申し上げ、受賞の挨拶とさせていただきます。

第4回 労務管理セミナー 「障がい者の活躍支援と労務管理」開催報告

当協会は、1月31日(火)に、企業の人事・労務担当者等を対象に、中部電力の特例子会社である中電ウイング株式会社(名古屋市南区)の協力を得て標記セミナーを開催しました。

今回のセミナーでは、障がい者雇用で先進的な取り組みをされている同社の専務取締役 三澤 弘一 氏から会社の概要について説明していただいた後、障がいを持つ社員(同社では「チャレンジド」と呼称)の案内で社内を見学しました。続いて、愛知労働局 労働基準部職業安定部 職業対策課 課長補佐 飯田 真由美氏が、障がい者雇用の現状と法定雇用率の引き上げや各種支援制度について説明、その後、障がい者の労務管理に精通した福島大学 行政政策類(法学専攻)准教授の長谷川 珠子 氏から、最新の判例を踏まえた障がい者の入社から退職までの労務管理について判例を交えて解説していただきました。以下、概要。

1 障がい者雇用の現状と法定雇用率の引き上げ等

愛知県における平成29年6月1日現在の障がい者の実雇用率は対前年比0.04%増の1.89%、法定雇用率達成の企業割合は対前年比1.4%増の48.6%といずれも過去最高を更新したものの全国値を下回る状況で、特に実雇用率の全国順位は46番であった。

障害者雇用促進法が25年に改正され、28年4月から雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が規定されるとともに、30年4月から精神障がい者が法定雇用率算定基準の対象になり、法定雇用率は2.2%に、33年4月までに2.3%に引き上げられることが決まっている。

また、精神障がい者である短時間労働者(1週の所定労働時間が20時間以上30時間未満)の実人員1人に対する雇用率のカウントは、現在は0.5人であるが、30年4月1日から35年3月31日までの5年間、新規雇入れまたは精神障がい者保健福祉手帳取得から3年以内の者は1人とみなす。

2 中電ウイング㈱の概要

身体障がい者は経理、システム、デザイン、印刷業務等専門性の高い業務、知的障がい者は商品の包装や花苗の育苗、花壇の維持管理等軽微な定型業務、精神障がい者は事務補助業務とそれぞれ障害の特性を考慮した業務付与を行っている。また、就労安定のためには私生活の安定が不可欠ことから、社外サポートを含めて配慮している。障がい者により一層活躍していただくためには、日々の内部ケア体制の充実や環境づくり、食事会や社員旅行等によるチームワークの醸成、様々な状況に迅速・適切に対応するための支援機関との密接な関係づくり等が重要である。

3 「入社から退社までの労務管理」

差別禁止指針では、障がい者の募集・採用について、業務遂行上、一定の能力を条件にすることが特に必要と認められない場合は差別に該当する可能性がある。一方、障がい者を障がい者でない者より有利に扱うことは積極的差別は正措置として該当しない。また、合理的配慮への対応として、面接時に就労支援機関の職員等の同席を認めることや体調への配慮、視覚障がい者に対する点字や音声による試験、聴覚・言語障がい者に対する筆談等障がい特性に応じた対応を行う必要がある。

退職、解雇および雇止めについては、能力に基づいた判断ではなく、単に障がい者という理由で勧奨することは禁止されている。合理的配慮については、就労継続への配慮が尽くされているかを判断されることになる。例えば、配置転換を行うことに加え、配置転換先での業務軽減等を工夫する必要がある。また、退職後の福祉的なセーフティーネットに関する情報を提供をすることも合理的配慮の一つになる。

参加者からのアンケートでは、「チャレンジドがいきいきと働いていることがすばらしい。」「裁判事例等具体的な実例を伺えた。」等の意見が寄せられ大変盛況でした。



中電ウイング(株)チャレンジドの案内により業務を見学



説明される三澤専務



講演される愛知労働局職業対策課飯田課長補佐



講演される長谷川講師

東京海上日動ファシリティーズ株式会社 安全衛生推進大会特別講演報告

当協会は1月22日に、東京海上日動ファシリティーズ株式会社が開催する安全衛生推進大会において、会員企業の協力を得て「労働災害と労働安全衛生法」をテーマに特別講演を行いました。この大会は、同社がビルメンテナンスの協力会社を対象に毎年開催されているもので、当日は55名の方が参加されました。

今回協力をいただいたのは会員企業の株式会社トーエネックで、同社営業本部 内線統括部 安全・品質グループ 副長 萩原 俊美 氏に講師を務めていただき、ビルメンテナンス業に多い墜落・感電災害の発生原因や災害発生時に抵触していた関係法令、法令に基づく具体的実施事項について説明していただきました。

参加者からは、「充実した講演であった」との感想が寄せられる等大変好評でした。



安全衛生推進大会特別講演の様子

平成29年度 労災保険実務講座 「労災保険申請に係る実務対応」開催報告

当協会は1月30日(火)に、事業場の安全衛生スタッフ等を対象に標記研修を開催しました。

業務上災害や通勤災害の発生時に、労災保険給付の請求手続を迅速かつ適正に行うためには正確な実務知識が必要です。今回の講座では、愛知労働局 労働基準部 労災補償課 主任労災監察官 織田 久代 氏から、最近の労災補償行政の動向や問合せの多い相談事案について説明していただいた後、元厚生労働事務官で特定社会保険労務士の高橋 健 氏から、業務上か否かの判断に迷うことが多い「境界事例」や増加している精神障害事案の認定の仕組み等について解説していただきました。以下、概要。

1 最近における労災補償行政の動向や労働局に問合せに多い相談事例

精神障害の発症にかかる心理的負荷の評価は、セクハラの場合、身体的接触、行為の継続性、会社の適切な対応の有無等により判断する。パワハラは、人格や人間性の否定が執拗に行われていないか等により判断する。また、脳・心臓疾患が「業務上」と認められるのは、明らかに過重負荷を受けて発症した場合であり、単に業務中に発症したからという理由では労災として認められない。

2 業務災害および通勤災害事例

「業務上」の判断が難しい事例として、「私病(例えば、てんかん)により事務所内で転倒して負傷した」場合、てんかんについては対象にならないが、外傷を負った部位は業務災害に該当する。また、「会議出席のため出張し、昼食時間中に負傷した」場合、出張は包括的に事業主の支配下にあるため、昼食時間も業務中とみなし業務災害となる。

通勤災害については、「出勤途中の体調不良により、会社に連絡して年次有給休暇を取得して自宅へ戻る途中での災害」は、就業に関して行われる行為が通勤であるため、また、「会議後に実施された懇親会に出席して帰宅する途中での災害」は、住居と就業場所との移動が通勤であることから、ともに通勤災害とならない。

3 精神障害事案の認定の仕組み

認定要件は、「①対象疾病(一定の精神障害)を発病していること。②対象疾病の発病前おおむね6ヵ月の間に業務による強い心理的負荷が認められること。③業務以外の心理的負荷および個体側要因(重度のアルコール依存症や精神障害の既往歴)により対象疾病を発病したとは認められないこと。」の3つである。上記要件のうち、②の業務による心理的負荷の強度の判断は、精神障害発病前おおむね6ヵ月の間に対象疾病の発病に関与したと考えられる業務とその後の状況を具体的に把握する。それらによる心理的負荷の強度は、「業務による心理的負荷評価表」を指標として「強」「中」「弱」の3段階に区分される。「弱」であっても、その出来事の前後に月100時間以上の長時間労働があると、総合評価が「強」となり労災認定されることから、労働時間管理には細心の注意を払う必要がある。

4 交通事故「労災先行」「自賠先行」の考え方

自動車事故によって、業務災害や通勤災害を被った場合、被災労働者は労災保険請求または自賠責保険への損害賠償請求が可能となる。どちらを請求するかは被災労働者が選択できるが、労災保険が「休業4日目から支給、慰謝料は不支給、支給上限なし。」、自賠責保険は「休業1日目から支給、慰謝料は4,200円/日、支給上限は120万円。」と給付内容が異なることを念頭におく必要がある。

また、労災請求の留意点として、労災請求書の提出イコール認定ではないこと、労災事故・労災請求・労働基準監督署調査の各段階において、企業は被災者(遺族)や行政への協力姿勢が大切である等について説明していただいた。

参加者からのアンケートでは、「いろいろな事例をあげていただきわかりやすかった。」等の意見が寄せられ大変盛況でした。



説明される愛知労働局労災補償課の織田主任



解説される高橋講師



熱心に聴講する参加者